

令和7年度 AI 校務サポート推進事業における生成 AI 活用支援員派遣業務  
企画提案応募要領

沖縄県では、県立学校における校務特化型生成 AI の活用を推進する生成 AI 活用支援員派遣業務の委託先について、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容をご理解の上、応募して下さい。

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 AI 校務サポート推進事業における生成 AI 活用支援員派遣業務

(2) 業務の目的

本業務では、別途調達する校務特化型生成 AI サービス（以下「生成 AI」という。）を県立学校の教職員が安全・円滑に利用し、校務負担軽減を実現できるよう、生成 AI 活用支援員（以下「支援員」という。）を学校に派遣する。支援員は生成 AI を活用した教材作成やアンケート集計、文書要約、教育相談、進路相談などの校務の効率化について支援及び研修を行い、専門的な知見から助言等を行う。また、利用状況や実践内容、生成 AI 導入効果を測定し、これらを記録するとともに Web サイトを作成し県立学校教職員に共有するとともに教育 DX 推進課に月毎に報告する。この業務により、教職員の在校時間を短縮することで、教育の質向上につなげることを目的とする。

(3) 概要

支援員を学校に派遣し、生成 AI を活用した授業等を教諭がスムーズに行うことができるよう、事前準備等を含む授業支援、助言及び研修を行い、専門的な知見から助言等を行う。

さらに、本事業受託者は、学校へ派遣する支援員の管理監督を行うとともに、沖縄県及び学校との緊密な連携のもと、全体を統括する役割を果たす統括管理者を置き、支援員の日程調整や管理、業務状況の把握のほか、支援員への指示・指導・助言・研修を行い、適切な派遣を行う。

(4) 本事業で活用する生成 AI の指定

本事業で活用する生成 AI については、別途県が調達のうえ指定することとする。

(5) 契約期間

令和7年8月\_\_日から令和8年3月31日（火）

(6) 提案総額の上限額

8,930千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

- ※ 消費税及び地方消費税の税率は10%とする。
- ※ この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。
- ※ 経費見積の合計額は、上の上限額を超えてはならない。
- ※ なお、本業務の契約締結にあたり、その契約額について、契約期間内に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合は、沖縄県と受託者との協議のうえ契約の変更を行い、改訂後の税率により定めるものとする。

## 2. 応募に係る事業

別添「仕様書」のとおり

## 3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、本県から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、県税の滞納がないこと。
- (5) 国・地方公共団体等に対して、人材育成等に係る業務受託実績等や、これに係るノウハウを有すること。
- (6) 県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (7) 教育情報化コーディネータの有資格者、または ICT 支援員能力検定試験の合格者（複数名）が在籍していること。
- (8) 今回の業務を実施するため、正・副 1 人以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における ISMS（JIS Q27001（ISO/IEC 27001））認証を取得していること。（共同提案の場合、導入等に係る機微情報を取り扱う業務を行う事業者のみの資格取得で構わない）
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でない。
- (11) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
  - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)～(4)、(8)及び(10)の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成する事業者のうち、1 事業者以上が(5)～(7)及び(9)の要件を満たす者であること。

- ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(12) 1 提案者（共同企業体で実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

#### 4. 応募方法等

(1) 応募にかかる各種様式、仕様書等の配付

- ① 配付期間 令和 7 年 7 月 4 日（金）～令和 7 年 7 月 15 日（火）
- ② 配付場所 沖縄県教育委員会ホームページにて掲載する。
- ③ 問い合わせ先 「11. 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

- ① 提出期限 令和 7 年 7 月 15 日（火）17:00（厳守）
- ② 提出場所 「11. 問い合わせ先」のとおり

(3) 応募にかかる質問

本応募要領及び仕様書等に質問がある場合には、質問書（別紙 1）を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

- ① 提出期限 令和 7 年 7 月 10 日（木）12:00 まで
- ② 提出場所 「11. 問い合わせ先」のとおり

(4) 質問に関する回答は、令和 7 年 7 月 14 日（月）をめぐりに沖縄県教育委員会ホームページに掲載する。

#### 5. 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

- ① 応募申請書【様式 1】 正本 1 部
- ② 企画提案書【様式 2】 正本 1 部
- ③ 会社概要書【様式 3】 正本 1 部
- ④ 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの） 1 部
- ⑤ 積算書【様式 4】 正本 1 部
- ⑥ 事業計画【様式 5】 正本 1 部
- ⑦ 執行体制【様式 6】 正本 1 部
- ⑧ 実績書【様式 7】 正本 1 部
- ⑨ 誓約書【様式 8】 正本 1 部
- ⑩ 参加に際し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料 正本 1 部
- ⑪ 直近 2 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）又はこれに類する書類

正本 1 部

- ⑫ 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近 2 年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。 正本 1 部
- ⑬ 共同企業体の場合は協定書 正本 1 部

(2) 企画提案書の内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ記載すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

## 6. 委託事業者の選定

### (1) 審査方法

第一次審査として 3 の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として沖縄県教育庁内に設置する企画提案評価委員会において評価を行い選定する。

### (2) 評価基準

第二次審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

#### ① 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

#### ② 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

#### ③ 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体的である事業計画であること。

#### ④ 妥当性

事業を実施するにあたり、妥当な積算となっていること。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 日時 令和 7 年 8 月 4 日（月）13:00～17:00（予定）
- ② 場所 沖縄県庁 13 階第 5 会議室（予定）
- ③ 提出資料に基づき説明すること。
- ④ 評価会場への入場者は 3 名以内とする。

### (4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

## 7. 契約

### (1) 契約の締結

- ① 委託契約については、第 1 位に選定された申請者と業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- ② ただし、沖縄県と第 1 位選定者間の協議が不調の場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と協議する。

(2) 契約の方法

受託者から提出された報告書を元に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項 委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8. スケジュール（予定）

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもある。

令和7年7月10日（木）12:00	質問締切
7月24日（木）12:00	企画提案書等応募書類提出期限
8月4日（月）13:00～17:00	プレゼンテーション審査（予定）
8月5日（火）	委託事業者決定及び審査決定通知（予定）

9. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーションの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、個別の問合せには応じない。

10. 問い合わせ先

〒900-8571 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁13階  
沖縄県教育庁教育DX推進課 担当：高良  
電話番号：098-894-3265  
電子メールアドレス：aa318900@pref.okinawa.lg.jp